盛岡市監査委員告示第38号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項,第2項及び第4項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので,次のとおり公表する。

平成 28 年 12 月 27 日

盛岡市監査委員 工 藤 由 春

同 菊池秀一

同 佐藤敬三

同 八木橋 美 紀

1 定期監査の結果の報告 平成 28 年 9 月 28 日付け 28 盛監第 40 号

2 対象部署及び事項 建設部に係る指摘事項

3 措置を講じた旨の通知 別添のとおり。

28 盛 道 管 第 145 号 平成 28 年 11 月 30 日

盛岡市監査委員 工藤 由春 盛岡市監査委員 菊池 秀一 盛岡市監査委員 佐藤 敬三 盛岡市監査委員 八木橋 美紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について (通知)

平成28年9月28日付け28盛監第40号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

【指摘事項】(課名等 建設部道路管理課)

- 1 占用料の徴収に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
 - (1) 減免率の適用を誤っているもの
 - (2) 月割計算を誤っているもの
 - (3) 過徴収になっているもの
- 2 占用料の減免に当たり、決裁権者の決裁を得ず、かつ、減免申請者の提出を受けていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 3 施設修繕の契約に当たり、分割発注により非効率な事務を行っている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

【措置の状況】

1の指摘事項について

(措置の内容)

- (1) 占用料の徴収に当たり、適正な事務処理について課員に対し周知徹底した。 また、盛岡市道路占用料徴収条例施行規則を年内を目処に改正することで総 務部総務課と協議している。
- (2) 占用料の徴収に当たり、適正な事務処理について課員に対し周知徹底した。 今後は、盛岡市道路占用料徴収条例等の規定に基づき、適正な事務処理を行う。
- (3) 占用料の徴収に当たり、根拠法令を確認するとともに、根拠の添付などによ

り適正な事務処理を実施するよう課員に対し周知徹底した。

また,占用料の事務処理について統一的な基準を含めた手引きを年度内を目 途に作成する。

(原因及び再発防止策の内容)

- (1) 原因は、盛岡市道路占用料徴収条例等の認識が不足していたものである。 今後は、事務手続について課内でチェックを強化するとともに、占用料及び 占用物件一覧表によるチェックシートを決裁文書に添付し、供覧者、決裁者全 員で確認することとした。
- (2) 原因は、盛岡市道路占用料徴収条例等の認識が不足していたものである。 課内研修を行い、関係規程について改めて確認した。 今後は、チェックシートを作成しチェック体制を強化するとともに、占用料 みびより、作用物性、監事によるチャックシャートなれば立事に近けれたに、、供監者

今後は、チェックシートを作成しチェック体制を強化するとともに、占用料 及び占用物件一覧表によるチェックシートを決裁文書に添付を行い、供覧者、 決裁者全員で確認を徹底し、再発を防止する。

(3) 原因は、占用料の根拠に対する認識が不足していたものである。 年度内を目途に、占用料の事務処理について手引きを作成することとした。 今後は、手引きに基づき、供覧者、決裁者全員で確認する体制を取ることと した。

2の指摘事項について

(措置の内容)

占用料の減免に当たり、適正な事務処理について課員に対し周知徹底した。 また、盛岡市道路占用料徴収条例施行規則を年内を目処に改正することで総務 部総務課と協議している。

(原因及び再発防止策の内容)

原因は、盛岡市道路占用料徴収条例施行規則の減免についての認識が不足していたものである。

今後は、減免する占用物件一覧表を決裁文書に添付し、供覧者・決裁者全員で確認を徹底し、再発を防止する。

3の指摘事項について

(措置の内容)

施設修繕の契約に当たり、盛岡市財務規則の規定に基づき、適正に事務を執行するよう課員に周知徹底した。

(原因及び再発防止策の内容)

原因は、盛岡市財務規則等の理解不足によるものである。

課内研修会を開催し、関係規程を改めて確認した。

今後は、関係規程に則った適正な事務の執行を行うよう、上司、工事担当、支 払い担当等複数の職員による確実な相互チェックを実施し、再発を防止する。